

環境省告示第三十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第四百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年四月十八日

環境大臣 若林 正俊

本則中「をいつ。）が、」の下に「それぞれ」を加える。

表 3 - (4 - クロロ - 5 - シクロペンチルオキシ - 2 - フルオロフェニル) - 5 - イソプロピリル - 1, 3 - オキサゾリジン - 2, 4 - ジオン (別名ペンチキサジン) の項の次に次のように加える。

3 - (3 - プロモ - 6 - フルオロ - 2 - メチルインドール - 1 - イルスルホニル) - N, N - ジメチル - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - スルホンアミド (別名アミスルプロム)	3.6 μ g / l
--	-----------------

S - ベンジル = 1 , 2 - ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート (別名エスプロカルブ)	15µg / l
N ² , N ⁴ - ジエチル - 6 - メチルチオ - 1 , 3 , 5 - トリアジン - 2 , 4 - ジアミン (別名シメトリン)	6.2µg / l
1 - (3 - クロロ - 4 , 5 , 6 , 7 - テトラヒドロピラゾロ [1 , 5 - a] ピリジン - 2 - イル) - 5 - [メチル (プロパ - 2 - イニル) アミノ] ピラゾール - 4 - カルボニトリル (別名ピラクロニル)	3.8µg / l
(E Z) - 2 - [2 - (4 - シアノフェニル) - 1 - (, , - トリフルオロ - m - トリル) エチリデン] - 4 - (トリフルオロメトキシ) カルバニロヒドラジド (別名メタフルミゾン)	5.8µg / l
メチル = 4 - ヨード - 2 - [3 - (4 - メトキシ - 6 - メチル - 1 , 3 , 5 - トリアジン - 2 - イル) ウレイドスルホニル] 安息香酸 , ナトリウム	61µg / l

塩（別名ヨードスルフロンメチルナトリウム塩）

--	--